─ 目次 ─	
計画策	定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第1章	計画策定の背景
1	子どもの読書活動の意義 ・・・・・・・・・・・・・・1
2	第二次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化 ・・・・2
第2章	第二次計画期間における取組と成果
1	子どもが自主的に読書活動を行うための環境整備・充実・・・・・・2
2	家庭・地域・学校の連携・協力による読書環境の整備・充実・・・・・3
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・・・・・・・・4
4	今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第3章	第三次計画策定
1	計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2	計画の目標
	(1) 子どもの読書環境の充実 ・・・・・・・・・・・5
	(2) 地域社会における読書活動推進体制の充実 ・・・・・・・5
	(3)子どもの読書活動を推進するための人材育成と協働 ・・・・・5
	(4) 子どもの読書活動に関する理解の促進 ・・・・・・・・・5
3	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4	到達すべき数値目標
	(1)横芝光町立図書館・図書室の児童書及び絵本の貸出冊数 ・・・・6
	(2) 学校への団体貸出冊数 ・・・・・・・・・・・・・6
	(3) 児童・生徒一人あたりの学校図書館年間貸出冊数 ・・・・・6
5	計画の対象となる年齢 ・・・・・・・・・・・・・・6
第4章	子どもの読書活動のための方策
1	家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進
	(1) 家庭 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	(2)保育園・幼稚園 ・・・・・・・・・・・・・・・7
	(3) 図書館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・7
	(4) 学校 ・・・・・・・・・・・・・・・・8
2	資料等の充実による子どもの読書活動の推進
	(1) 横芝光町立図書館等の資料の整備・職員の能力向上 ・・・・・10
	(2) 障害のある子どものための環境の整備・充実 ・・・・・・・10
	(3) 地域資料サービスの充実 ・・・・・・・・・・・10
3	広報・啓発等による子どもの読書活動の推進・・・・・・・・10

計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)であり、社会全体でその推進を図っていくことは大変重要なことです。

子どもの読書活動を推進するため、光町では、平成17年4月に「光町子ども読書活動推進計画」を、平成24年4月に「横芝光町子ども読書活動推進計画(第二次)」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

このたび、第二次の5年間における取組を検証した上で、この計画の理念、目的を引き継ぎ、さらに充実・発展させるものとして「横芝光町子ども読書活動推進計画(第三次)」を策定しました。

この計画は、前計画と同じく、「子どもの読書活動の推進に関する法律」並びに国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び千葉県の「千葉県子ども読書活動推進計画(第三次)」を踏まえつつ、横芝光町における子どもの読書活動推進の施策の方向性や取組を示した計画です。

横芝光町としては、この第三次計画に基づき、家庭、地域、学校や関係機関等を通じて、また、多くの町民の皆様方と連携・協働しながら、子どもの読書が活発に行われるように、読書活動の推進に取り組んでいきます。

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

読書は、子どもたちにさまざまな発見や感動、知るよろこびをもたらし、子ども自身の世界を広げてくれます。子どもたちは、普段の生活では得ることのできない世界を体験し、科学的な知識や歴史・社会の出来事を知ることができます。読書を通して言葉を学び、想像力を高め、感性を磨き、表現力や考える力を育て、人生をより深く生きる力を身につけます。

しかし、テレビやDVD、インターネットやスマートフォン等の発達や普及により、 私たちの生活環境は大きく変化し、様々な情報が、気軽に瞬時に入手できるようになりました。子どもたちを取り巻く読書環境も大きく変わり、子どもの「読書離れ」の傾向が指摘されています。このような現代社会において、子どもたちが自分で考え、判断し、主体的に生きてゆくためには、読書経験が重要となります。子どもたちのより豊かな成長のためにも、家庭、地域、学校等が相互に連携を図りながら、すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備が望まれます。

この計画は、第一次・第二次計画の方針を受け継ぎ、自主的・習慣的に読書に親しむ機会と環境を整備・充実することにより、横芝光町の子どもたちが豊かな心と志を

持ってたくましく成長することを目指して、子どもの読書活動を総合的・体系的に推 進するための指針を示すものです。

2 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

学校図書館法の一部改正(平成27年4月1日施行)

学校図書館法(昭和28年8月8日制定)の一部が改正され、「学校司書」設置に関する規定が設けられました。

改正の主な内容としては、①司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に置くよう努めること、②国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修などの実施に努めること、③国は、この法律の施行後、速やかに、新法の施行の状況を把握し、学校司書の資格や養成のあり方について検討し、その結果に基づいて必要な方策をとること、となっています。横芝光町は、法施行後の国の検討結果を踏まえ、学校図書館の運営方法の改善に努めていくものとします。

第2章 第二次計画期間における取組と成果

第二次計画では、計画の実施にあたり、次の3つの計画推進について取り組みを行いました。

- 1 子どもが自主的に読書活動を行うための環境整備・充実
- 2 家庭・地域・学校の連携・協力による読書環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

その結果、次のような成果を上げることができましたが、課題も残されています。

- 1 子どもが自主的に読書活動を行うための環境整備・充実
- ① 家庭での取組

【取組】

子どもにとって最も身近な存在である保護者に対して、啓発や読み聞かせ会など、 親子が触れ合う機会の提供を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性について働 きかけを行いました。

幼稚園・保育所・健康こども課など関係機関と連携しながら読書活動の充実や環境の整備を行いました。

【成果】

乳幼児期から絵本に親しんでもらうための乳児検診時に配布するブックスタート事業※1をはじめ、幼児家庭教育学級などを通じて保護者に対し、子育てにおける絵本の重要性を啓発し、身近に絵本等を置くなど、読書のきっかけづくりを行い、平成2

6年度から開始した乳幼児対象のわらべうたと絵本の会への参加者の増加につながりました。

※1 絵本を通じた保護者と子どもの触れ合いを進めるため、地域の保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す(贈呈する)事業。

② 町立図書館による取組

【取組】

町立図書館(以下「図書館」という)では児童資料の充実を図り、毎月館内研修や 千葉県公共図書館協会主催の児童奉仕研修に参加し子どもへの本の紹介・おはなし会 の実施・調べものの援助等を実施し、児童サービスの向上に努めました。また、読み 聞かせやおはなし会の実施、夏休みに子どもに薦めたい本の展示、科学の分野の興味 関心を持たせるために子ども科学講座を実施し、子どもの読書機会を増やし、また家 庭・学校に対して読書支援を行いました。

【成果】

子どもの読書活動に適した図書資料を計画的に購入しました。おはなし会は、平成27年度参加人数が減少したため平成28年度から午後開催していたものを午前に時間変更し参加者の増加につながりました。また、中高生向けのYAコーナーを一般図書室に設置し、それぞれのニーズに対応した環境を整備しました。

③ 学校における取組

【取組】

学校では、朝の読書活動をはじめ、図書館や他の関係機関とも連携しながら、特色ある読書活動を実施し、子どもが自主的に読書に親しみ、読書を継続することができる基礎づくりを行う活動に取り組んできました。

また、図書館は各学校の活動を支援するため、配本、団体貸出による図書館資料の活用や、読み聞かせボランティア養成講座を実施しました。

【成果】

学校では、子どもの読書活動に適した図書資料を計画的に購入しました。平成23年度に、町立小・中学校全校に学校読書指導員を派遣し、児童・生徒の学校図書館利用を促し、電算化された学校図書館を利用しやすい環境に整備しました。

2 家庭・地域・学校の連携・協力による読書環境の整備・充実

【取組】

図書館では、全小中学校に読書指導員を配置し学校図書館の環境整備に取り組んできました。また、地域の読み聞かせボランティアの方への資料提供などを通じ子どもに読書活動の楽しさや大切さについて意識啓発を図りました。

【成果】

図書館では、ホームページや、対象者別にブックリスト「読んでみよう!」・「高

学年向き読み聞かせに向く絵本リスト」を作成し、推薦図書の情報等を提供しました。 学校図書室の資料整理、貸出返却、図書委員や教員のおすすめ本の紹介展示等を読書 指導員が行い、児童生徒が使いやすく魅力的な図書室の環境整備を行いました。また、 児童生徒や教諭に図書館資料の積極的な活用を働きかけた結果、調べ学習のテーマに 応じた資料配本希望が大幅に増加しました。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

【取組】

図書館では、子どもに読書の楽しさについて、そして保護者や関係機関に対しては 子どもの読書活動の大切さについて、各種情報を提供し読書活動推進の意識啓発を図 りました。

【成果】

様々な事業を通じて、児童・生徒たちに図書館に対する親近感を持ってもらうとともに、毎年4月23日の「子ども読書の日」に合わせ絵本等の展示を行うなど、読書活動の啓発に取り組みました。平成27年度から読書手帳を作成・配布して、横芝光町立図書館利用の促進を図りました。

4 今後の課題

(1) 乳幼児

ブックスタート事業や乳幼児向け行事への参加を通して、保護者に読書の必要性等 についての啓発をすることで、図書館利用のきっかけとなっていますが、さらに貸出 等の実績につなげていく必要があります。

保育園や幼稚園等においては、職員や保護者による絵本の読み聞かせを実施し、絵本への興味を深めていいますが、限られたスペースでの読書環境の整備や、読み聞かせスキルの向上を、どのように実施していくかという課題があります。

(2) 小学生

両親ともに就労する家庭の増加や、テレビやゲームの誘惑に負けてしまう日常の中で、家における読書の時間が取りにくい環境になっているのが現状です。家庭での読書環境の充実や、家族で読書を一緒に楽しむことの重要性をさらに啓発していく必要があります。

(3) 中·高校生

学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向があります。原因としては、①読書について影響を受ける身近な存在が、保護者や教員ではなく友人となり、友人と本の話をする場所がない、②部活や塾、進学・就職の準備等、様々な活動が増えることにより読書をする時間がない、などが考えられます。そのため、図書館等や関係機関において、場所の提供や読書をする時間の確保について検討が必要です。

(4) 施策の総括や評価

子どもの読書活動の推進に向けた各主管課での取組としての事業を推進するにあた

り、その目的と意図を共有し、定期的な評価を行い、改善や新たな取組につなげる必要があります。

第3章 第三次計画策定

1 計画の性格

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による計画であり、横芝光町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、子どもの読書活動を計画的に推進する際の基本とするものです。

2 計画の目標

(1) 子どもの読書環境の充実

子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校において、子どもが本に触れたり、読書に親しんだりする機会を積極的に提供し、子どもの読書環境を充実させます。また、読書環境の整備によって、子どもが自ら読書活動を行えるよう促すとともに、子どもの読書量や図書館利用率なども向上するように努めていきます。

(2) 地域社会における読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、図書館を中心に関係機関がさらに連携・協力を強め、人的交流や事業の充実などを図っていきます。

また、地域のボランティアなどとの連携・協働の機会を広げます。

(3) 子どもの読書活動を推進するための人材育成

従来の読書活動を充実させるとともに、読書活動の新たな試みを実現するため、子どもの読書活動にかかわる地域人材を育成し、地域における読書活動の担い手の充実に努めます。また、図書館サービスを横芝光町だけが担っていくのではなく、図書館にかかわる多くの人々が一緒に考え、それぞれの力を活かして解決にあたっていくことが求められています。

(4) 子どもの読書活動に関する理解の促進

子どもの読書活動の意義について、保護者等に対し積極的に啓発事業を行い、理解 と関心を深めていきます。また、読書活動に関する情報提供や、子どもを支える保護 者等への支援を通じ、子どもの読書活動を推進します。

3 計画の期間

本計画の実施期間は、5年間(平成29年度~33年度)とします。

4 到達すべき数値目標

本計画は、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動のさらなる推進を図るものです。子どもがいつでも、多くの本に親しむことができ、自然にそれぞれの発達段階に応じた読書活動を行える環境を整備していきます。

(1) 図書館の児童書及び絵本の貸出冊数 (現状の10%アップ)

現状値(27年度)約71,000冊

目標値 (33年度) 78,000 冊

(2) 学校への団体貸出冊数

現状値(27年度)約89,000冊

目標値(33年度) 98,000 冊

(3) 児童・生徒一人あたりの学校図書館年間貸出冊数

小学校

現状値(27年度)20.0 冊

目標値(33年度)23冊

中学校

現状値(27年度)6.5 冊

目標値(33年度)8冊

※学校図書館連携システムによる貸出冊数(学校図書館内のみ)

5 計画の対象となる年齢0歳から18歳までを対象とします。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭

1)役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、家庭の果たす役割は重要です。特に保護者が子どもの読書活動の機会を充実させ、読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

②取組

ア 保護者への意識啓発

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者自身が、読書する 習慣を身に付け、読書に興味を持ち、読み聞かせの楽しさや読書の重要性について理 解し、子どもと読書の楽しさを分かち合うことが大切です。 図書館では、乳児期のブックスタート事業を通じて、親子が触れ合う機会の大切さ や、子育てにおける絵本の読み聞かせの重要性について啓発を図ります。

図書館をはじめ、社会文化課、健康子ども課、保育園、幼稚園、学校等が事業を行う際には、保護者に対し、啓発資料の配布などを通して、読み聞かせや読書の大切さや意義について、広く普及・啓発を図ります。また、ホームページなどにより、保護者に対して、家庭教育についての講座や事業などの情報を提供していきます。

イ 読書のきっかけづくり事業の推進

子どもの読書活動を推進するには、子どもに本や物語などに親しみをもってもらうためのきっかけが必要です。図書館では親子で楽しめる催しや保護者等(祖父母など普段面倒をみている方を含む)を対象とした読み聞かせ講座、地域の方々が気軽に参加できる事業等を充実させるとともに、保育園、幼稚園等においても、お話会や工作会等を積極的に行っていきます。

(2) 保育園・幼稚園

1)役割

子どもは、絵本や物語を題材にした表現あそび(劇ごっこ等)で、より絵本の世界に入り、その楽しさを知ることができるとともに、各園児が楽しさを共有しながら、絵本や物語などに親しみをもってもらうことができます。幼児期にこのような読書の楽しさを味わわせるため、保育園や幼稚園等では、保育所保育指針※2幼稚園教育要領※3及び保育要領※4に沿って、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行う必要があります。

※2 第3章 保育の内容 エ 言葉 (ア) ねらい ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。(イ) 内容 ⑪絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。

※3 第2章 ねらい及び内容 言葉 1 ねらい(3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。2 内容(9)絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

※4 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 言葉 1 ねらい(3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。

②取組

保育園・幼稚園等においても読み聞かせ等を行ってもらうため、定期的な配本サービスを行い、就学前の子どもが本や物語等に親しむきっかけを作るほか、保護者に対しても読書活動の推進を働きかけていきます。

(3) 図書館

(1)役割

図書館では、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができ、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身に付けることができます。そして、保護者も子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について職員に相談することができます。また、読み聞かせ会やお話会、子どもに薦めたい図書の展示等も実施しています。

さらに、図書館では子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や、図書館の諸活動を支援するボランティアが必要とする知識・技術を習得するための学習の機会を提供しています。

このように、図書館等は地域における読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

②取組

ア 事業の充実

図書館では、お話会や工作会等の行事、小・中・高校生の職場体験事業を実施します。さらに図書館では「夏休み読書感想文書き方教室」の実施、学校・施設等での読み聞かせやお話会への協力、中・高校生向け事業等の充実を通して、本への親しみや関心を高め、図書館利用を促すことで、読書活動の推進を図ります。

イ 地域人材の育成

図書館では、地域における読書活動の推進を図るため、読書に関する講演会や研修会等を実施し、図書館や読書に関する活動を担う人材を育成していきます。

ウ 図書館と関係機関・地域等の連携・協力

子どもの読書環境を整備する上で、千葉県立図書館、その他の関係機関との間にネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などの取組を進めていきます。

ボランティア等地域との協働によるお話会への協力等の事業を進めることで、地域 ぐるみで子どもの読書活動を推進していきます。

エ 学校図書館との連携・協力

子どもの読書活動を推進するうえで、図書館と学校との連携・協力は極めて重要です。学校図書館の充実を図るため、学校への団体貸出をはじめ、学校図書館運営についてのアドバイス、調べ学習に関するアドバイスなどを積極的に行います。さらに、教員との情報交換、児童・生徒との交流により、子どもの読書環境の充実を図ります。オ 児童図書等の再利用の促進(提供)

児童施設や子育て関連施設での読書環境の充実を支援するため、図書館等で不用に なった児童図書等を積極的に提供します。

(4) 学校における子どもの読書活動の推進

(1)役割

学校は、子どもの読書習慣を形成していく上で、重要な役割を担っています。子ど

もの読解力向上が課題とされる中、平成23年度の学習指導要領の改訂では、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされています。これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進を図ることが必要です。

②取組

ア. 児童・生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。その際、知的活動やコミュニケーションの基盤となる言語力の育成に資するような読書活動を推進することが求められます。

このため、すべての教科を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなどの 多様な読書活動として「調べる学習」等を推進します。

さらに、学校において新着図書コーナーを設け、卒業までに一定量の読書を推奨する などの目標を設定することや、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促してい きます。

また、自ら必要な情報を収集し、それをもとに意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身に付ける取組を進めていきます。

イ. 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していく上では、学校が家庭・地域と連携して子どもの読 書活動を推進することが重要です。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ることにより、児童生徒が読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動に取り組むことが可能となります。 このため、読み聞かせ・ブックトーク活動や学校図書館整備等に関する活動について、地域のボランティア等との連携を強化します。

ウ. 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化

学校図書館は、三つのセンター機能を有しています。一つは、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむための自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能です。二つ目は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習センター」としての機能です。そして三つ目は、情報化社会において、これからの未来を生きていく児童生徒の情報活用能力の育成を目的とした「情報センター」としての機能です。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められます。学校図書館は、学びの場とし

て、また、教師や児童生徒がコミュニケーションを図る場として、様々な学習活動を 支援していきます。

エ. 学校図書館の資料、施設・設備等の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくため、また、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応えるため、さらには各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を整備・充実させていきます。

さらに、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索などに学校図書館連携システムを活用し、子どもの多様な興味・関心に応えていきます。

オ. 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館が十分に機能するためには、校長のリーダーシップの下、教員、事務職員、司書教諭、読書指導員等やボランティアなどが連携・協力して運営することが必要であり、そのために人的な面からも学校図書館を充実させていきます。

2 資料等の充実による子どもの読書活動の推進

(1) 図書館等の資料の整備・職員の能力向上

子どもの読書活動を推進していくために、町民や地域の要望を踏まえ、豊富で多様な図書館資料を整備していきます。また、資料を十分に活用してもらうため、職員の能力・知識の向上に努めます。

(2) 障害のある子どものための環境の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは、極めて重要です。このため、施設整備面での配慮や、さわる絵本※5 や布の絵本、点字資料、録音資料、手話、字幕入りの映像資料等の充実、貸出及び閲覧業務の実施、図書館利用の際の介助等のサービス提供に努めます。

また、点訳・朗読奉仕者の養成を行っている社会福祉協議会と連携し、障害のある 子どもの読書活動の推進のための条件整備や充実に努めます。

※5 目の不自由な子ども(人)などが手で触れることで理解できるように工夫された絵本。

(3)地域資料サービスの充実

インターネットにより子ども等が容易に地域情報を閲覧でき、いつでもどこでも情報を得られるとともに、調べ学習等の際に学習がしやすいよう整備します。

3 広報・啓発等による子どもの読書活動の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(子どもの読書活動の推進に関する法律第10条第1項)に設けられています。そこで、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」(10月27日)などに、その趣旨にふさわしい行事を実施します。

また、図書館ホームページの充実や推薦図書情報の作成・配布、体験学習などを通じて、引き続き啓発に努め、子どもの読書活動を推進していきます。